

松江市告示第 213 号

松江市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成 18 年松江市告示第 426 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(運営協議会の運営) 第 5 条 略 2 略 3 運営協議会の庶務は、松江市 健康福祉部 介護保険課 において処理する。 4 略	(運営協議会の運営) 第 5 条 略 2 略 3 運営協議会の庶務は、松江市 健康部健康 政策課 において処理する。 4 略
(福祉有償運送に係る相談又は通報窓口) 松江市役所 健康福祉部介護保険課 連絡先：TEL 0852-55-5568 〔平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分〕 〔但し、年末年始を除く。〕 FAX 0852-55-6186 (24 時間対応)	(福祉有償運送に係る相談又は通報窓口) 松江市役所 健康部健康政策課 連絡先：TEL 0852-55-5568 〔平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分〕 〔但し、年末年始を除く。〕 FAX 0852-55-5205 (24 時間対応)

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。